

横谷行政書士事務所 料金表 2021年4月1日改定版

料金は標準的な事案のものであり、内容によって変動する場合があります（業務着手前に金額を決定してお伝え致します）。  
 証紙・印紙代、証明書、郵送料、旅費、宿泊費、日当・交通通信費、他士業等への報酬などの実費は含まれていません。  
 記載が無い業務については、報酬額の平均的な相場を勘案し、個別にお見積りいたします。

【相続手続き】

業務	料金（税抜）	備考
相談	5,000円×時間	1時間未満は1時間に切り上げ
遺産分割協議書作成 遺言調査 相続人調査（相続関係説明図作成含む） 相続財産調査（財産目録作成含む）	遺産額の1% （最低額50,000円）	内容により加算あり
相続手続（単価×金融機関等の数）	10,000円×機関数 または遺産額の0.2%	内容により加算あり

【遺言作成・執行】

業務	料金（税抜）	備考
相談	5,000円×時間	1時間未満は1時間に切り上げ
相続人調査（相続関係説明図作成含む）	12,000円+5,000円×戸籍謄本 等の数	内容により加算あり
相続財産調査（財産目録作成含む）	10,000円+（7,000円×金融機 関等の数）+（5,000×不動産等 の数）	内容により加算あり
自筆証書遺言文案作成	30,000円～	個別にお見積りいたします。
公正証書遺言文案作成	30,000円～	個別にお見積りいたします。
公正証書遺言の公証人との打合せ	5,000円×時間	
公正証書遺言の立会い	別途お見積り	証人1人分の日当
遺言執行	遺産額の1.2% （最低額60,000円）	内容により加算あり

【入管業務】

許可証印に必要な収入印紙代は、上記報酬額には含まれませんので、別途加算されます。

永住 8,000円、ビザ更新 4,000円、ビザ変更 4,000円、再入国許可（1回限り 3,000円、数次 6,000円）

業務	料金（税抜）	備考
相談	5,000円×時間	1時間未満は1時間に切り上げ
日当（半日、入国管理局への申請）	5,000円×時間	1時間未満は1時間に切り上げ

就労ビザ

業務	料金（税抜）		備考
	（カテゴリー1及び2）	（カテゴリー3及び4）	
在留資格認定証明書交付申請（ビザ取得）	70,000円	110,000円	学歴の証明により申請する場合
在留資格認定証明書交付申請（ビザ取得）	90,000円	130,000円	実務経験の証明により申請する場合
在留資格認定証明書交付申請（ビザ取得） ※経営・管理の場合	130,000円	160,000円	※別途、会社設立料金・費用が必要
在留資格認定証明書交付申請（ビザ取得） ※興行の場合	130,000円	130,000円	※1号基準に該当する場合は別途お見積り ※複数名同時申請の場合、人数割り有
在留資格変更許可申請（ビザ変更） ※学歴の証明により申請する場合	70,000円	90,000円	
在留資格変更許可申請（ビザ変更） ※実務経験の証明により申請する場合	90,000円	110,000円	
在留資格変更許可申請（ビザ変更） ※経営・管理の場合	110,000円	130,000円	※別途、会社設立料金・費用が必要
在留期間更新許可申請（ビザ更新） ※同内容の更新	30,000円	50,000円	※事情変更無しの場合
在留期間更新許可申請（ビザ更新） ※転職等の変更を伴う場合	70,000円	90,000円	
在留期間更新許可申請（ビザ更新） ※興行の場合	90,000円	90,000円	※1号基準に該当する場合は別途お見積り ※複数名同時申請の場合、人数割り有
事業計画書の作成	40,000円～	70,000円～	※個別にお見積り
在留資格取得許可申請	30,000円	30,000円	出生等 ※資格の取得の事由が生じた日から30日以内
再入国許可申請	20,000円	20,000円	※変更・更新と同時申請の場合は無料

就労資格証明書交付申請	70,000円	90,000円	転職先仕事内容と現在のビザの該当性を確認したい場合
活動機関に関する届出	8,000円	8,000円	離脱又は転籍があった場合（企業内転勤、投資・経営、技能実習、教育、教授、医療、法律・会計業務）
契約機関に関する届出	8,000円	8,000円	退職又は再就職があった場合（人文知識・国際業務、技術、技能、研究、興行）
中長期在留者の受け入れに関する届出	8,000円	8,000円	中長期在留者の受け入れを開始又は終了し、又は留学の在留資格を有する中長期在留者の受け入れを開始又は終了した場合
在留カードの返納	8,000円	8,000円	中長期在留者でなくなったとき、在留カードの有効期間が満了したとき、再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったときなど、所持する在留カードが失効した場合

#### 非就労ビザ

業務	料金（税抜）	備考
在留資格認定証明書交付申請（ビザ取得） ※家族滞在の場合	60,000円	※他の申請と同時申請の場合 （ex. 本体者と同時申請）は30,000円
在留資格変更許可申請（ビザ変更） ※家族滞在の場合	60,000円	※他の申請と同時申請の場合 （ex. 本体者と同時申請）は30,000円
在留期間更新許可申請（ビザ更新） ※同内容の更新	40,000円	※他の申請と同時申請の場合 （ex. 本体者と同時申請）は10,000円
在留期間更新許可申請（ビザ更新） ※再婚等の変更を伴う場合	60,000円	※他の申請と同時申請の場合 （ex. 本体者と同時申請）は30,000円
在留資格認定証明書交付申請（ビザ取得）	110,000円	
在留資格変更許可申請（ビザ変更）	110,000円	
在留期間更新許可申請（ビザ更新）	60,000円	同内容の更新
在留期間更新許可申請（ビザ更新）	130,000円	転籍等の変更を伴う場合
在留資格取得許可申請	40,000円	出生等 ※資格取得の自由が生じた日から30日以内
再入国許可申請	20,000円	※変更・更新と同時申請の場合は無料
資格外活動許可申請	30,000円	アルバイト等を行おうとする場合
活動機関に関する届出	8,000円	離脱又は転籍があった場合（留学、研修）
配偶者に関する届出	8,000円	離婚又は死別した場合（家族滞在、特定活動（ハ）（配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に限る。）、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
在留カードの返納	8,000円	中長期在留者でなくなったとき、在留カードの有効期間が満了したとき、再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったときなど、所持する在留カードが失効した場合

#### 居住ビザ・永住関係

業務	料金（税抜）	備考
永住許可申請 日本人の配偶者等からの変更	90,000円	日本人と血縁関係のある方、日本と特別な地縁を有する方、日本国籍を喪失した方
永住許可申請 就労資格からの変更	110,000円	被雇用者
永住許可申請 経営・管理からの変更	130,000円	個人事業主及び法人役員
在留資格認定証明書交付申請（ビザ取得）	90,000円	
在留資格変更許可申請（ビザ変更）	90,000円	
在留期間更新許可申請（ビザ更新）	50,000円	同内容の更新
在留期間更新許可申請（ビザ更新）	90,000円	再婚等の変更を伴う更新
在留資格取得許可申請	40,000円	出生等 ※資格取得の自由が生じた日から30日以内
再入国許可申請	20,000円	※変更・更新と同時申請の場合は無料
配偶者に関する届出	8,000円	離婚又は死別した場合
在留カードの有効期間の更新申請	8,000円	永住者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者
在留カードの返納	8,000円	中長期在留者でなくなったとき、在留カードの有効期間が満了したとき、再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったときなど、所持する在留カードが失効した場合

特別永住者証明書の交付申請（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書からの切替え）		8,000円	
特別永住者証明書の有効期間の更新申請		8,000円	

#### 帰化（日本国籍取得）

業務		料金（税抜）	備考
帰化許可申請	被雇用者	130,000円	
帰化許可申請	個人事業主及び法人役員	160,000円	
帰化許可申請	簡易帰化	110,000円	日本人と血縁関係のある方、日本と特別な地縁を有する方、日本国籍を喪失した方
ご家族1名追加につき		35,000円	

#### その他

業務		料金（税抜）	備考
国籍取得手続きのサポート		110,000円	出生（出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき） 届出（認知された子の国籍の取得、国籍の留保をしなかった方の国籍の再取得） 日本国内法に基づく手続きのサポート
短期査証（商用・親族・知人訪問）申請		60,000円	商用・親族・知人訪問、観光等による短期滞在
短期査証 複数名の同時申請 人数割り料金	1か国あたり	60,000円	
	5人まで	10,000円/1名	
	6～10人まで	9,000円/1名	
	11～20人まで	8,000円/1名	
	21～30人まで	7,000円/1名	
	31～40人まで	6,000円/1名	
	41人以上	5,000円/1名	

#### 【各種許認可】

業務		料金（税抜）	備考
古物商許可申請		50,000円	印紙代19,000円
建設業許可申請（新規・知事）		150,000円～	許可手数料90,000円 ※大臣許可は別途お見積り
建設業許可申請（更新・知事）		70,000円	許可手数料50,000円 ※大臣許可は別途お見積り
建設業決算変更届（知事）		30,000円～50,000円	※大臣許可は別途お見積り
宅建業免許申請（新規・知事）		50,000円～90,000円	実費（手数料）33,000円 ※大臣免許は別途お見積り
宅建業免許申請（更新・知事）		40,000円～70,000円	実費（手数料）33,000円 ※大臣免許は別途お見積り
保証協会入会手続		10,000円～30,000円	

#### 車庫証明・自動車登録

業務		料金（税抜）	備考
車庫証明	東久留米市から片道10km以内の警察署の場合	9,000円	別途警察への手数料2100円＋標章交付手数料500円の計2600円（軽自動車の場合は500円の標章手数料のみ）
軽自動車名義変更	ナンバー購入無し	5,500円	
	ナンバー購入有り（封印含）	13,000円	東京都ナンバー代1,440円
普通車名義変更	ナンバー購入無し	7,000円	登録印紙代500円
	ナンバー購入有り（封印含）	14,000円	登録印紙代500円、東京都ナンバー代1,440円

#### 【会社・法人設立】

業務		料金（税抜）	備考
株式会社電子定款作成、認証代理		40,000円～	プラス定款認証手数料50,000円 プラス登録免許税150,000円

#### 【その他】

業務		料金（税抜）	備考
内容証明作成、郵送代行		20,000円～	個別にお見積りいたします。
各種議事録作成		20,000円～	個別にお見積りいたします。

上記料金表にない業務については、別途お見積り致します。

横谷行政書士事務所  
行政書士 横谷 薫  
東京都東久留米市東本町16-5 貫井ビル101  
E-mail: k.yokoya@yokoya-srg-office.com  
TEL:042-420-1079 FAX:042-420-1093